

匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会

平成30年9月定例会

会 議 録

匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会

平成30年9月定例会

1. 招集の日時 平成30年8月7日 午前10時
2. 招集の場所 匝瑳市ほか二町環境衛生組合
松山清掃工場 2階 会議室
3. 開会、散会の日時 開 会 平成30年8月7日 午前10時00分
閉 会 平成30年8月7日 午前11時25分
4. 出席議員の氏名 議 長 佐藤 晴彦
2 番 高坂 恭子
3 番 石渡 悦子
4 番 山崎 貞一
5 番 増田 正義
6 番 林 明 敏
7 番 行木 光一
5. 欠席議員 な し
6. 地方自治法第121条の規定による出席者
管 理 者 太田 安規
副 管 理 者 所 一重

会計管理者 石橋 孝子

匝瑳市環境生活課長 加瀬 幸治

多古町生活環境課長 高橋 正

横芝光町環境防災課長 萩原 浩己

事務局長 石橋 清

主 査 平松 寿毅

主 査 補 嶋根 大介

7. 職務のため議場に出席した事務局職員の氏名

事務局長 石橋 清

主 査 平松 寿毅

主 査 補 嶋根 大介

8. 議 事 日 程

日程第1 会期の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 副議長の選挙

日程第4 議案（第1－4号）の上程

議案第1号 平成29年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳
入歳出決算認定について

議案第2号 平成30年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予
算に係る負担金の市町別分賦（修正）について

議案第 3 号 平成 3 0 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補
正予算（第 1 号）について

議案第 4 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 提案理由の説明

日程第 6 質 疑

日程第 7 討 論

日程第 8 採 決

日程第 9 一般質問

9. 会議に付した事件

議案第 1 号 平成 2 9 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳
入歳出決算認定について

議案第 2 号 平成 3 0 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予
算に係る負担金の市町別分賦（修正）について

議案第 3 号 平成 3 0 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補
正予算（第 1 号）について

議案第 4 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

10. 議事の経過

【開会：午前10時00分】

佐藤議長 皆さん、おはようございます。本日は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成30年9月定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、新たに副管理者になられた所多古町長と、構成市町の人事異動に伴い、横芝光町衛生担当課長、及び事務局が変わっておりますので、ここで自己紹介をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

異議がないようでございますので、多古町長、横芝光町衛生担当課長及び事務局の自己紹介をお願いいたします。

所副管理者 多古町の所一重でございます。

かつて4・5年前であります、私も皆さんの側に座っておりました。このたびは立場を変えて組合議会のために皆さんとともに汗を流したいと思っておりますのでご指導の程よろしくお願いいたします。

萩原横芝光町環境防災課長

横芝光町環境防災課長を4月より拝命いただきました萩原浩己と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

平松主査 7月の人事異動でこちらの方でお世話になることになりました平松寿毅です。よろしくお願いいたします。

佐藤議長 以上で、副管理者、衛生担当課長、事務局の自己紹介が終わりました。

これより匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成30年9月定例会を開会いたします。なお、本日は全員出席でございますので、会議は成立いたしました。

次に、本定例会に地方自治法第121条の規定に基づく議長の出席要求に対する議案の説明員として出席する者、及び委任指名を受けた説明補助者の職氏名は、別紙一覧表のとおりであります。よって、お手元に

配付いたしました印刷物により御了承願います。議案の配布漏れはございませんか。

(「なし」の声)

佐藤議長　それでは、直ちに会議を開きます。

日程第1、会期の決定について議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長　それでは、異議なしと認め、本定例会は本日1日限りといたします。日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第79条の規定により議長が指名いたします。3番石渡悦子議員と5番増田正義議員の両名を指名いたします。

佐藤議長　次に、去る7月23日、行木光一君から一身上の理由により、副議長の職を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第108条の規定により、同日付でこれを許可し、7月23日をもって辞職となりましたので、ご報告いたします。よって日程第3、副議長の選挙を議題といたします。

佐藤議長　お諮りいたします。

副議長の選挙が議題となっております。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長　異議なしと認め、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長　異議なしと認め、議長より指名することに決定いたしました。副議長に林明敏議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました、林明敏議員を、副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました林明敏議員が副議長に当選されました。林明敏議員が副議長に当選されましたので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、告知いたします。

副議長に当選されました林明敏議員より、御挨拶をお願いいたします。

林議員

謹んでお受けいたします。皆さんよろしくをお願いいたします。

佐藤議長

日程第4、これより、議案第1号から議案第4号について、一括上程いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長

異議なしと認め、一括上程といたします。

日程第5、これより管理者から挨拶を兼ねまして、提案理由の説明をお願いいたします。

太田管理者

皆様、おはようございます。

本日は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会 平成30年9月定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、暑い日が続く中、公私にわたりご多忙のところ、ご参集を賜りまして、心より感謝申し上げます。また、日頃から匝瑳市ほか二町環境衛生組合の運営につきまして、格別なるご理解とご協力を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。本定例会におきましては、議案4件のご審議をお願いするわけではありますが、提案理由のご説明を申し上げる前に当組合の施設の概況について、ご説明申し上げます。

始めに、組合の基幹施設であります松山清掃工場につきましては、昭和59年の稼動開始から34年が経過していることから、施設や使用機械の老朽化が著しく進んでおり、年々、修繕箇所も増えてきております。運営に係る予算の大部分を、構成市町の負担金に依存している状況であります。構成市町の厳しい財政状況を踏まえ、極力経費節減に努めながら、定期的な点検や計画的に修繕を行うなど、施設の延命化を図って

いるところでございます。

次に、山桑メモリアルホールにつきましては、平成14年度の稼働から16年が経過いたしますが、平成29年度は、大規模な修繕もなく順調に運営しているところでございます。平成30年度においては引き続き、計画的な維持補修等を行いながら、住民の皆様に安心してご利用いただけるよう、努めてまいりますので、議員各位におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたします、議案4件の提案理由を申し上げさせていただきます。議案第1号、平成29年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について。本案は、平成29年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第292条の規定において準用する同法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるため、提案いたしました次第であります。

議案第2号、平成30年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦（修正）について。本案は、平成30年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る関係市町別の負担金割合及び金額について、火葬事業費の負担金算出に係る人口の報告に誤りがあったことから、負担金割合及び金額について修正いたしたく、匝瑳市ほか二町環境衛生組規約第16条第2項の規定により、提案いたしました次第であります。

議案第3号、平成30年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）について。本案は、歳入歳出それぞれ2,808万円を追加し、平成30年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計の総額を、歳入歳出それぞれ6億3,071万4,000円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第4号、匝瑳市ほか二町環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の取り扱いについて、組合の処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、一般廃棄物と併せて処

理することが必要と認められる事項を定めるため、提案いたしました次第であります。

以上をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

佐藤議長 管理者の挨拶並びに提案理由の説明が終わりました。

これより、日程第6の質疑に入りますが、上程されました議案4件は逐条審議といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、質疑に入ります。質疑を行います前に予め申し添えます。会議規則第48条により、1つの議案に対する質疑は、1人3回までとなっております。また、質疑については、議案の範囲とし、重複する事項を避け、円滑な議事運営ができますよう御協力をお願いいたします。それでは、議案第1号「平成29年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、議案第1号を議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに事務局長に内容の説明を求めます。

石橋事務局長 議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

石橋事務局長 議案第1号、平成29年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算内容についてご説明いたします。お手元に配布してあります、平成29年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算書、施策の成果の説明書に基づきまして説明をさせていただきます。

まず最初に、決算書をお開きいただきたいと思います。決算書の2ページと3ページには歳入、4ページと5ページには歳出の全体の決算が記載してございます。

7ページをご覧ください。平成29年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一

般会計歳入歳出決算の事項別明細書になります。こちらについてご説明いたします。その内容について、8ページと9ページをご覧ください。歳入からご説明いたします。

歳入1款、分担金及び負担金から説明いたします。予算現額3億7,367万1,000円に対しまして、収入済額が3億7,367万1,000円で100%の収入率でございます。負担金の構成市町別内訳は、備考欄に記載のとおりでございます。匝瑳市が2億2,178万7,000円負担額で59.3%の負担率でございます。多古町は、8,503万2,000円22.8%の負担率でございます。横芝光町は、6,685万2,000円17.9%の負担率でございます。

2款、使用料及び手数料、予算現額1億5,315万9,000円に対しまして、収入済額1億6,484万7,580円、107.6%の収入率でございます。この内、1項1目の火葬場使用料は、予算現額2,116万2,000円に対しまして、収入済額は、1,979万4,980円で、93.5%の収入率です。使用料の内訳については、備考欄に記載のとおりで、火葬分、式場分、遺族控室分等であります。2項1目、ごみ収集処理手数料の予算現額1億3,188万7,000円に対しまして、収入済額は、1億4,491万7,600円で、109.9%の収入率です。

3款、国庫支出金の予算現額29万1,000円に対しまして、収入済額は10万8,864円で、予算現額に対して37.4%の収入率です。

10ページ、11ページをご覧ください。4款、財産収入の予算現額2,704万円に対しまして、収入済額は3,425万8,974円で、当初予算額に対して126.7%の収入率です。この内、1項、財産運用収入、1目の利子及び配当金の予算現額24万円に対しまして、収入済額は、13万3,868円で、55.8%の収入率です。これは、財政調整基金利子であります。2項、財産売払収入、1目、物品売払収入の予算現額は、2,680万円に対しまして、収入済額は、3,412万5,

106円で、127.3%の収入率です。これは、缶類、金属類、ダンボール、雑誌等の資源ごみリサイクルによる売払い収入と、ペットボトルの有償入札抛出金等の合計になります。

5款、繰入金は財政調整基金からの繰入金で、予算現額1,000万円に対しまして、収入済額は0円です。

6款、繰越金、予算現額1,869万3,000円に対しまして、収入済額は1,869万3,819円で、100%の収入率です。これは、平成28年度からの繰越金であります。

7款、諸収入、予算現額30万1,000円に対しまして、収入済額は43万2,088円で、143.6%の収入率です。これは、山桑メモリアルホールや松山清掃工場内の自動販売機の電気使用料や預金利子であります。

歳入合計は、予算現額5億8,315万5,000円に対しまして、収入済額は、5億9,201万2,325円で、101.5%の収入率です。

以上が決算書、歳入の説明であります。

続きまして、歳出のご説明について申し上げます。歳出につきましては、支出済額が概ね100万円以上、又は特に説明が必要な事項についてご説明申し上げます。

12ページ、13ページをご覧ください。1款、議会費、予算現額12万4,000円に対しまして、支出済額は9万6,865円 78.1%の執行率です。

2款、総務費、予算現額9,853万3,000円に対しまして、支出済額は、8,048万1,072円で、81.7%の執行率です。1項、1目、一般管理費の内2節、給料の支出済額3,375万9,740円は、特別職2名と職員8名の給料であります。3節、職員手当等の支出済額1,657万4,243円の内訳につきましては、右側の備考欄に記載してありますとおり、扶養手当や通勤手当、期末・勤勉手当等であります。4節、共済費の支出済額1,798万9,768円は、職

員 8 人分の長期と短期の共済掛け金等であります。7 節、賃金、支出済額 4 2 2 万 1, 6 0 0 円は、嘱託職員 2 名分の賃金であります。1 4 節、使用料及び賃借料の支出済額 1 7 8 万 5, 8 9 8 円で、内訳については、備考欄記載のとおりです。1 4 ページ、1 5 ページをご覧ください。主なものは財務会計システムリース料であります。1 9 節、負担金補助及び交付金の支出済額 1 8 9 万 2, 7 8 3 円の内訳については、備考欄に記載のとおり、各種協議会への負担金、嘱託職員の労働保険料 5 名分などであります。

2 款 2 項 1 目、監査委員費、予算現額 2 万 6, 0 0 0 円に対しまして、支出済額は、2 万 2, 3 6 8 円で、8 6. 0 %の執行率であります。

3 款、衛生費、予算現額 4 億 8, 2 0 1 万 4, 5 0 0 円に対しまして、支出済額は、4 億 4, 8 0 6 万 4, 4 5 6 円で、9 3. 0 %の執行率です。1 項、火葬場事業費、予算現額 6, 1 6 1 万 3, 0 0 0 円に対しまして、支出済額は、5, 7 4 6 万 8, 9 0 7 円で、9 3. 3 %の執行率です。7 節、賃金、支出済額 2 2 4 万 1, 6 0 0 円は、嘱託職員 1 名の賃金です。1 1 節、需用費の支出済額は、1, 4 3 3 万 7, 1 0 0 円で、備考欄記載のとおりです。1 3 節、委託料の支出済額 3, 8 4 2 万 4, 6 5 0 円で備考欄記載のとおりです。

1 6 ページ、1 7 ページをご覧ください。3 款 2 項、清掃事業費、予算現額 4 億 2, 0 4 0 万 1, 5 0 0 円に対しまして支出済額は、3 億 9, 0 5 9 万 5, 5 4 9 円で、9 2. 9 %の執行率です。次に、7 節の賃金 4 0 7 万 8, 3 8 4 円については、嘱託職員 2 名の賃金であります。1 1 節、需用費の支出済額は 1 億 7, 1 3 6 万 2, 9 7 0 円で、消耗品費 4, 0 8 3 万 8, 2 6 2 円の主なものは、ごみ袋購入代金、焼却炉用薬品、焼却炉用消耗品等です。燃料費 8 3 1 万 5, 5 6 3 円は、焼却炉用 A 重油、粗大ごみ破碎機、重機用軽油代であります。光熱水費 3, 9 0 2 万 5, 4 2 1 円は、清掃工場電気代、水道代であります。修繕料の主なものは後ほど施策の成果でご説明させていただきます。1 2 節、役務費の支出済額は 8 6 9 万 2, 4 8 0 円で備考欄に記載のとおりです。主

なものは収集袋販売手数料と松山清掃工場の維持管理に必要な各種清掃手数料等であります。13節、委託料の支出済額2億63万5,376円で、備考欄に記載のとおりです。18ページ、19ページをご覧ください。上から14行目のごみ収集処理業務委託料は、可燃ごみ収集4台と資源ごみ等収集処理業務委託料等です。内訳のうち、下からの2項目、一般廃棄物運搬と一般廃棄物処理（山武環境）は、12月から2月まで粗大破碎ごみ441トンを出山武郡市環境衛生組合に依頼したものであります。一般廃棄物仕分業務委託料、松山清掃工場運転管理業務委託料、焼却灰運搬と処理委託料、廃棄物処理法で定められている3年に1度の松山清掃工場精密機能検査業務委託料です。15節、工事請負費の支出済額は、210万600円で、電気室エアコン更新と一般廃棄物最終処分場の整備2件であります。20ページ、21ページをご覧ください。19節、負担金補助及び交付金の支出済額161万6,839円の主なものは、松山清掃工場周辺環境整備補助金です。22節、補償補填及び賠償金、51万7,500円は、松山清掃工場北側田んぼの補償です。一番下の歳出合計の当初予算額5億6,546万2,000円、補正予算額1,769万3,000円、予算現額計5億8,315万5,000円に対しまして、支出済額は、5億2,864万2,393円で、90.7%の執行率です。また、不用額5,451万2,607円につきましては、入札執行時の差金等によるものです。以上が、決算書の歳出の説明であります。

次に、23ページをご覧ください。平成29年度実質収支に関する調書についてご説明申し上げます。24ページをご覧ください。1. 歳入総額5億9,201万2,325円、2. 歳出総額、5億2,864万2,393円、3. 歳入歳出差引額6,336万9,932円、4. 翌年度へ繰越すべき財源についてはありません。5. 実質収支額6,336万9,932円、6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は、3,500万円であります。

25ページをご覧ください。平成29年度財産に関する調書についてご

説明申し上げます。26ページ、27ページをご覧ください。1. 公有財産（1）土地及び建物については、前年度と同様に、土地や建物の地積や延面積の増減はありません。

28ページをご覧ください。2. 物品について、ご説明いたします。左から「区分」、「前年度末現在高」、「決算年度中増減高」、「決算年度末現在高」と記載してあります。ごみ袋以外増減は、ありません。ごみ袋については、29ページをご覧ください。収集ごみ袋棚卸高内訳をご覧ください。各区分ごとに、前年度末現在高、決算年度内購入高、決算年度内販売高、決算年度末現在高となっております。決算年度末現在高から前年度末現在高を引いたものが28ページの決算年度中増減高になります。

次に、3. 基金（1）財政調整基金について、ご説明申し上げます。前年度末現在高3億5,385万268円、決算年度中増減高2,013万3,868円で、決算年度末現在高3億7,398万4,136円です。

31ページをご覧ください。平成29年度地方債に関する調書についてご説明申し上げます。32ページをご覧ください。起債の償還はすべて終了しており、明細はありません。

決算書に関しましては以上でございます。

続きまして、平成29年度 主要な施策の成果に関する説明書についてご説明申し上げます。主には決算書3款の内容によるものとなります。3ページをご覧ください。火葬場事業、内容は葬祭施設の適正な維持管理を行い、環境の保全と地域住民の福祉向上に努めました。火葬場の利用実績については、合計で1,016件、前年度に比較し21件の増です。式場利用実績については、合計で39件、3件の増です。主な修繕補修等は、記載のとおりです。

次に、4ページをご覧ください。清掃事業について説明いたします。清掃事業の内容は、焼却施設の適正な維持管理を図り、1市2町から収集・運搬した一般廃棄物を処理し、生活環境及び公衆衛生の維持向上に務め

ました。3. 資源ごみ有価物売却実績は、記載のとおりです。紙類は年2回、その他は年4回最高価格者に売却をしております。5ページをご覧ください。4. ごみ収集実績、5. ごみ処理・処分実績で記載のとおりです。6ページをご覧ください。6. 主な修繕補修等です。この内訳についてご説明いたします。粗大ごみ破碎機関係 1, 791万3, 000円です。最終処分場関係691万9, 000円です。松山清掃工場関係①受入供給設備463万9, 000円、②燃焼設備1, 395万3, 000円。7ページをご覧ください。③排ガス処理設備1, 134万5, 000円、④通風設備757万9, 000円、⑤排水処理設備1, 009万円。8ページをご覧ください。⑥灰出し設備77万8, 000円、⑦電気設備443万4, 000円、⑧その他補修548万5, 000円。以上が概要の説明となります。

続きまして、平成29年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算審査意見書についてご報告いたします。去る7月3日、当組合事務所会議室に於いて、石井代表監査委員・山崎監査委員、両監査委員に、決算の書類審査を受けて、総論のとおりご意見をいただきましたので、ここにご報告いたします。

以上、説明とさせていただきます。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。それでは、質疑を許します。
ご意見等はございませんか。

林議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、林議員。

林議員 決算書の中の10ページ4款の2の財産収入の関係で、ペットボトルの販売なんですけどテレビで中国などがこのごろペットボトルを買わなくなっていると。今後、有償で処理できるのか動向について聞いておきたいのですが。

石橋事務局長 議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

石橋事務局長 ペットボトルにつきましては 過去に中国がキログラム5円で買っ

ている時代がありました。しかし、日本のリサイクルのシステムもあり、全部中国に持って行かれるとせっかくでき上がった日本のリサイクルのシステムが崩壊してしまいます。中国がペットボトルに限らず色々な問題で政府の方針により輸入禁止となった場合、中国と直接取引をしている場合在庫をかかえる時代がありましたが、組合では、容器包装リサイクル法に基づく指定法人ルートを利用しています。今現在は、ほとんどが指定法人を使った日本でのリサイクルルートを使っているものと思われます。また、リサイクル拠出金という形で何百万というお金をいただいています。ペットボトルは有償入札ということで、集めたペットボトルを買っていただいている状態で、それを各自治体に配分されています。その額が減ることがあっても業者は法律のよって義務付けられていますので、日本のリサイクルシステムが崩壊しない限りはこれからも安定してリサイクルが進むと思います。

佐藤議長 他にございますか。無いようですので、お諮りいたします。
議案第1号の質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

佐藤議長 異議なしと認め、議案第1号の質疑は打ち切ります。
続きまして、議案第2号「平成30年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦（修正）について」を議題とすることにご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

佐藤議長 異議なしと認め、議案第2号を議題といたします。
議案の朗読を省略し、直ちに事務局長に内容の説明を求めます。

石橋事務局長 議案第2号、平成30年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦(修正)についてご説明いたします。次のページをお開きください。修正後の負担金の内訳となります。修正内容については、次のページの参考資料をご覧ください。左側が平成30年3月議会でご可決いただいた内容です。右側が今回修正後の内容となります。数字の変わったところが黄色になっております。平成30年4月以降に

横芝光町から連絡があり、横芝光町の平成29年4月1日現在の人口が間違ってしまったと申し出がありました。火葬場事業費には、人口割があるため負担金の修正の必要が生じました。左側上から3表目の横芝光町の人口10,896人が右側同表で修正後の人口は、10,858人で38人の減が正しい数字となりました。再計算しますと火葬場事業費が匝瑳市は、修正前・修正後同額です。多古町は、修正後14,000円の増となります。横芝光町は、修正後14,000円の減となります。説明は、以上です。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。それでは、質疑を許します。ご意見等はございませんか。

(「なし」の声)

佐藤議長 お諮りいたします。議案第2号の質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、議案第2号の質疑は打ち切ります。

続きまして、議案第3号「平成30年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)について」を議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、議案第3号を議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに事務局長に内容の説明を求めます。

石橋事務局長 議案第3号、平成30年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。第1条歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ、2,808万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ6億3,071万4,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳入については、6款1項の繰越金、2,808万円を補正額として計上し、歳入合計6億3,071万4,000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳出につきましては、3款2項清掃事業費2,808万円を補正額として計上し、歳出合計6億3,071万4,000円とするものでございます。詳細については、平成30年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)に関する説明書により、ご説明いたします。

7ページをご覧ください。6款1項1目、繰越金補正額2,808万円、前年度繰越金を一般会計に計上するものでございます。

8ページをご覧ください。3款2項1目、塵芥処理費について、ご説明いたします。補正額2,808万円の内訳といたしまして15節、粗大ごみ破砕機エンジンユニット交換工事1,458万円で、平成9年度に設置し、エンジンの運転時間1万3千時間を上回り、エンジンオイルに金属粉が多量に排出される状況で、交換の必要が生じたものであります。水田表土入れ替え工事950万円、松山清掃工場北側3筆の表土30cmをすきとり、30cmの砂を入れる工事であります。井戸ポンプ・用水管布設工事400万円、現在使用していない既設の井戸にポンプを設置し、水田まで用水管を布設する工事であります。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。それでは、質疑を許します。

ご意見等はございませんか。

行木議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、行木議員。

行木議員 それでは、今の補正予算の水田の表土入替工事についてお尋ねします。井戸ポンプ・用水管布設工事ですね。これの詳細ですね。どういう工事で、どの程度のポンプ・配管をするのか教えてください。

佐藤議長 はい、事務局長。

石橋事務局長 井戸は既設に100φ(パイ)の井戸がありまして、地面から40m位の深さの所で水が出るだろうということで、そこに3.7kwの水中ポンプを据え付けて40mポンプアップして、それから田んぼ側へ持っていきます。その間は山の中ですのである程度空中を這わせていきまして、

田んぼ側へ行ったら排水路の脇に埋めて、北総東部の水利があります。その道路上の同じような所にパイプを付けようと思っています。ポンプの所には制御盤を付けて冬場は電源を落としておいて、必要な時に電源を入れます。それと田んぼ側にも予備電源ボックスを設置し、耕作者が電源を入れて水を供給するような形になります。いざという時に止まらない場合はポンプが壊れますので、蛇口を閉めても安全のため圧力センサーか何かでポンプが止まるようになります。水量的にはある程度の水量が出ますが、それがずっと続くかどうかはやってみなければわかりませんが、3.7kwの大きなポンプです。である程度の水量は期待したいと思っています。田んぼの表土につきましては30cmをすきとりまして、耕作者の方にも土がいいのか砂がいいのかということをお聞きまして砂がいいということで30cmの入替を考えています。以上です。

行木議員 議長。

佐藤議長 行木議員。

行木議員 まず表土の関係ですね。これは2tダンプが入って表土を持ち帰り、そして新しい砂をもってくるということで、何台くらいで周辺道路を壊す心配はないかということですね。これを教えてください。

佐藤議長 事務局長

石橋事務局長 計算しますと1,800~2,000立米位になりますので、それなりの台数が入ることになります。最終的に砂利を終わった後に敷きたいと考えております。また、工事期間中に必要があれば直さなければならぬと認識しています。以上です。

行木議員 はい。

佐藤議長 行木議員。

行木議員 道路が大きく壊れないようにぜひやってもらいたい。出てからでは遅いので壊れない前に早め早めにそういう事態を監視してやっていただきたい。たくさんの台数ですからね。1,200台ですからね。舗装していない道路ですから相当壊れます。壊れると地域の人があまりいい顔にならないんです。こういったことにならないよう注意してもらいたい。

あともう一つは水量です。パイプの直径は何センチですか。2.5ですか最高の大きさの。

佐藤議長 行木議員。3回目の質問ですから質問は続けても結構ですが、最後まで質問してください。

行木議員 パイプは間に合うサイズかどうか確認してないので教えてください。以上です。

佐藤議長 はい、事務局長。

石橋事務局長 50φ(パイ)です。通常の水道が13mmとか20mmですので、40か50で考えています。そのとおりいくかどうかわかりませんが、水量から計算して3枚の田んぼが24時間ポンプを運転すると、浸みない前提ですと7センチ位の水がたまる期待をしています。数日間回しっぱなしが可能ですので、そうするとある程度の水量がたまるという期待をしています。

また、道路につきましては組合でも過去に2・3回砂利を入れてあります。工事中に傷めば部分的な補修は必要ですし、最終的に工事が終了した際にも砂利は入れる予定で考えています。以上です。

佐藤議長 他にございますか。

林議員 議長。

佐藤議長 はい、林議員。

林議員 この前の議会でもご説明いただいたんですが、井戸ポンプの関係は最終処分場から出る塩で被害が出ている関係ですよね。最終処分場の容量と最終的に使わなくなった場合でも管理をしていかななくてはならないと思うがその見解についてお尋ねしたい。

石橋事務局長 平成33年度から組合としてのごみ処理業務がなくなり、各市町でそれぞれの枠組みになると思います。処分場は8,000立米位残が残ります。ただ、古い処分場でありどうするか決まっておられません。それを今後協議していきたいと思います。また、処分場の廃止はできないので一旦休止をします。仮にこの処分場を休止とした場合、休止の届出を県にします。その時には工事費がかかるんですが、表面に1m以上

の土を覆土します。それで表面の表面水はU字溝で受けて直接そのまま排水します。地面に浸み込んだ水については既存の水処理施設を活用しながら水処理をします。最終的に溜まっている水処理をしない水が放流基準に達するまで10年、20年、30年・・・何年かかるかわかりませんが、現在の枠組みの維持管理をしていかなければならないのかと思っています。最終的に処理をしない水が放流基準に達して2年以上続くことなど色々な条件がありまして、それをクリアーしてはじめて県に廃止の届出をするということになります。廃止されますと最終処分場ということではなく、一般環境と同じような管理をしていくこととなります。以上です。

佐藤議長 お諮りいたします。議案第3号の質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、議案第3号の質疑は打ち切ります。

続きまして、議案第4号「匝瑳市ほか二町環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、議案第4号を議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに事務局長に内容の説明を求めます。

石橋事務局長 議案第4号、匝瑳市ほか二町環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

次のページをお開きください。現在の条例に、第3条の2、第8条の2、及び別表第3を加えるものであります。第3条の2管理者は、一般廃棄物の処理又は組合の処理施設の機能に支障のない範囲内において、次に定める産業廃棄物で一般廃棄物と併せて処理することが必要と認めるものの処理を行うことができる。(1)一般家庭において、災害により生じた廃棄物(2)管理者が特に必要と認めた産業廃棄物。想定といたしましては、一般家庭が火災に見舞われた時、自ら搬入する場合は、

一般廃棄物となります。そこに業者が介在し搬入する場合は、産業廃棄物となってしまいます。現在の社会情勢等を考慮すると、業者が介在することがほとんどですので、一般家庭の災害における産業廃棄物を自ら搬入する場合と同様に受け入れできるようにするものであります。第8条の2をご覧ください。一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物手数料の額及び徴収の規定となります。別表第3をご覧ください。一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物の手数料は、1回につき10kg150円とするものであります。ただ実体としては、災害廃棄物は市町の免除申請により無料の予定であります。説明は、以上です。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。それでは、質疑を許します。ご意見等はございませんか。

(「なし」の声)

佐藤議長 お諮りいたします。議案第4号の質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、議案第4号の質疑は打ち切ります。

以上で、議案に対する質疑を終結します。

佐藤議長 続いて、日程第7の討論に入ります。討論の申し出はございますか。

(「なし」の声)

佐藤議長 お諮りいたします。討論の申し出がありませんので、討論を終結することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、討論を終結いたします。

佐藤議長 ここで暫時休憩といたします。再開は11時といたします。

【休憩：午前10時52分】

【再開：午前11時00分】

佐藤議長 それでは会議を再開します。

これより、日程第8の各議案の採決に入ります。

議案第1号平成29年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

佐藤議長 挙手全員でございます。よって、議案第1号について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、議案第2号平成30年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦(修正)について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

佐藤議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号について、原案のとおり認定することに決定いたしました。よって、議案第2号について、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号平成30年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

佐藤議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号について、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号匝瑳市ほか二町環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

佐藤議長 挙手全員でございます。よって、議案第4号について、原案のとおり可決されました。

これにて、議案の採決を終結いたします。

佐藤議長 日程第9、一般質問を行います。その前に予め申し添えます。一般質問については、重複する事項は避け、円滑に議事を終了することがで

きますようご協力をお願いいたします。なお、一般質問の発言時間については、答弁時間を含め概ね60分を目安としていただけますように重ねてご協力をお願いいたします。

それでは、通告により質問を許します。

佐藤議長 行木光一 議員。

行木議員 はい、議長。

皆さん今日は涼しくて本当によかったですね。それでは、最終処分場の浸出水はいつまで続くのか。先ほどもう少しもう話が出ましたので同じような話だと思いますが、最終処分場そして浸出水処理施設、放流水について詳しい説明をよろしくをお願いいたします。

佐藤議長 行木光一議員の一般質問に対する当局の答弁を求めます。

太田管理者 はい、議長。

佐藤議長 はい、管理者。

太田管理者 それでは、行木議員の御質問にお答えさせていただきます。ただ今3号の議案の中で質疑応答があったところでございまして重複するかと思いますけれども私の方から改めてお答えをさせて頂きたいと思えます。当組合の一般廃棄物最終処分場についてでございますが、昭和55年11月に竣工し、昭和56年1月から埋め立てを開始しております。施設の概要としましては、先ほど林議員の質問にもお答えさせていただいたとおり埋立地の面積は約1万4,000平米、埋立容量は116,388立米であり、平成29年度末の埋立残余容量は、8,059立米でございます。過去3年における年間の埋立量は、平均すると約1,300立米でございます。最終処分場浸出水処理施設については、最終処分場に降りました雨水を放流するまでに、様々な浄化処理を行い、放流水の水質を一定の基準以下に維持することを目的とした施設であります。埋め立て開始時から設置しておりまして、当初は回転円板による処理を行っていましたが、平成5年度に酸化処理、凝集沈殿、砂ろ過、活性炭吸着等の設備を増設し、現在の施設となっております。また、この問題で全員協議会でも説明させていただきました。先ほどの質疑の中に

もございましたが3筆の水田脇の水路についてお答えをさせていただきます。この水路の所有は北総東部土地改良区でないことを確認しておりますが、最終処分場からの放流水を北総東部土地改良区の水路に接続するために必要な水路であることから、当組合で負担して整備したものでございます。また施設使用料金は北総東部土地改良区開発行為等同意規定に基づきまして、道路水路使用協力費を当組合で負担させていただきました。また、排水路の維持管理費については、排水量に応じて毎年度支出をしております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

佐藤議長

行木光一議員。

行木議員

それでは、もう少し詳細を聞きたいと思います。まず、処理施設から出る色々な物質です。これはどんなものであるか。値がきちんとしているかどうかですね。それと、何年位出るかという問題です。これが非常に心配なところなんです。そして、毎年検査をしているかどうか。今まで浸出水の検査をあまり聞いてないんですよ。セシウム系の放射能系だけしか聞いてないんでね。その辺は今までもやってましたかということです。以上です。

佐藤議長

はい、管理者。

太田管理者

詳しい数字は職員の方から答弁させて頂きたいと思いますが、この検査は毎年やっております。その検査の報告についてはご案内のように、この施設の周辺住民連絡協議会が毎年1回開催されております。そこでも住民の代表の方に検査の数字を詳しく報告しております。また、区長あるいは土地改良区の役員さんのところにも報告しております。その数字は事務局の方からお願いしたいと思います。最終処分場の浸出水がいつまで続くのかということでもありますけれども、先ほども3号議案の中で答弁させていただいた訳でありますけれども、一般廃棄物の埋め立てが終了してから千葉県に休止届を提出いたしまして浸出水処理施設を運転しながら最終処分場の保有水の水質が排水基準等に適合するまでの間続くものと考えております。ですから、かなり長い時間、長期に渡って管理していかなければいけないだろうと思っております。以上です。

石橋事務局長 はい。

佐藤議長 はい、事務局長。

石橋事務局長 処理施設から出る物質ということなのですが、最終処分場の放流水の基準がありまして、何が出るかというところとちょっとわかりませんが、放流基準の測定項目が45項目ありましてそちらの方はやっております。年1回の項目と、月1回の項目というのがあります。水温、電気伝導率、塩化物イオン、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質等が月1回で、その他に重金属類ということでアルピン水銀含有量、総水銀含有量、カドミウム含有量、鉛含有量などのほか全部で45項目の測定を年1回毎年実施しております。周辺住民が一番気になっているのはダイオキシンとか放射性物質とかで考えておりました。今後は色々な面で水路の問題なども気になろうかと思っておりますので、皆さんと相談しながらやっていきたいと思っております。水ほどのくらいというのは先ほどの議案の中で説明したとおり、覆土をしたあと毎年検査をしながら水処理をしなくても放流して問題がなくなるまで続くということです。また、全国で埋め立てが終了し廃止になったところは、調べた限りでは確認できませんでした。埋めたものによっても差があるということもありました。産業廃棄物の処分場関係について文献など色々調べたところ埋め立てである物によっても廃止までの年数が違うということです。10年、20年、30年で済むかもっとかかるかも判りません。その辺はこれから先もずっと監視していくことになろうかと思っております。以上です。

行木議員 はい、議長。

佐藤議長 行木光一君。

行木議員 それでは、被害を受けた水路の件を質問させていただきます。こちらは、何百年も前から自然水を使つての耕作をしていた所でございます。大山千枚田とだいたいにかよったところでありまして自然水を大切に利用している所です。そこへ松山工場が出来た訳でございます。そして、工場からの浸出水が水路を伝って流れた場所でございます。その際に、

耕作者が無知でございます。こういう塩素イオン水が大量に出ていることを早めに教えていただければこんな状態にならなかったんですよ。これがね、あの、やはり組合側の姿勢がですね、真っ赤になってからお知らせしたということで非常にそれが後手だなど。地域住民が心配していることがどんどん膨れ上がってきてしまっている。それをどう思いますか。現場責任者、ひとつお願いします。

佐藤議長 事務局長。

石橋事務局長 正直なところを申しまして、最終処分場の放流基準というのがございまして、放流基準を満たして流すということについては神経を尖らせています。その放流基準のないものについてこういう影響があったというのは正直な話判りませんでした。誠に申し訳なく思っておりますが、結果が出始めて調査をしましたらそういうことがあったということで耕作者の方や地権者の方には申し訳なく思っております。ただ、最終処分場の放流水の法的な基準を守っているというのが現状です。以上です。

佐藤議長 行木光一君。

行木議員 なるほど。現場責任者はそのような考えでいたということのこれは一つの放流水を雨水という解釈をしてるんですよ。組合側が北総東部用水と契約している訳ですよ。流す契約をしてますね。その際にですね、雨水を流すという契約でやってますよ。これが本当の雨水ではないでしょと私たちは思っていますよ。だけど、組合は雨水という感覚で流しているからなんでもないんだよ、薄まればなんでも雨水になっちゃうんだよというくらいの考えでやってるから地域住民と話をしても非常にみんなびっくりするぐらいで、なんかやっぱり打ち解けないような話になってしまいます。それに事務局としてこれから気を付けてもらいたい。こういうことが起きた以上気を付けていただきたい。どうですか。

佐藤議長 事務局長。

石橋事務局長 本来ならば北総東部の同意をいただき、北総東部の排水路に流しています。これは間違いなく。ただ、昔作ったものですのでその排水路の一番終末のところに大排があります。その手前のところに大利根土地改良

区の方が大排を止めてそこに機場を作っているものですから北総東部の排水がもろに大排にはいらぬで大利根土地改良区の用水と北総東部の排水が混じってしまってその水を富岡地区の田んぼに入れている。それで富岡地区の方がご心配になることは当然解ります。ただ、うちの方としても排水路に流させていただいているというのが実態です。用水路に流している訳ではないというのが一つはあると思います。また、周辺住民連絡協議会を年1回行っておりますし、富岡地区の皆さんも来ますので、その機場の脇での塩素イオンについては、田んぼをやる時期は測ってくれといいますので、また来年も会議がありますので、情報を提供しながら心配を払拭できるかどうかわかりませんが、誠心誠意やっていきたいと思っています。以上です。

佐藤議長 行木光一君。

行木議員 はい。もう一つ質問があります。周辺協議会が6月15日。周辺の区長・副区長が集まってですね、あと、大利根の関係の方がいました。開かれました。組合の方では当然説明しましたね。6月15日の周辺協議会での皆さんへの説明はどのようにされましたか。色々説明したでしょう。

佐藤議長 はい。事務局長。

石橋事務局長 周辺住民連絡協議会ということで6月15日に、こちらの組合会議室で開催しました。その中の次第で組合の報告事項ということで組合の概要説明をしてダイオキシン類の検査結果等の説明をしました。今回一つ増えました水稲の被害についても皆さんに説明しました。排水路と用水が兼務している形になっている富岡の皆さんがどう考えるのかなということも考えておりましたが、特に私どもの説明のみで、現実としては出ている数字も申し上げましたし、水路も色々なところを通っていく間に希釈されるという話もしてはいます。数字的には500・600という数字、500以下であれば問題ないとか、県・国の基準が700以下だったら問題ないとか、そういう中で二けた台の数字になっている事実関係を知っていただきました。それで色々な意見が出るのかと思ってい

ましたが特に一番該当する富岡の皆さんからは何も出なかったです。以上です。

佐藤議長 行木光一君。

行木議員 何も出なかったのではなく、何も言えなかったというくらいなんです。今局長が言いましたこの塩素イオンは基準に無いんだと、そこら辺を強く申し上げられるとこなんですよね。組合側としてはね。大元は流れてるわけですよ。3、200という数字が出てるわけですよ。そういったことで、被害があったわけですけどね。県の農業試験場の方では500~700以内のものでないとだめだということで書いてありますから。まあ薄まればそれ以下になってしまう。こういうことを皆さんが聞いてしぼんでしまったという話なんですけども、これは私らに言わせたら垂れ流しですよ。大元はやってない、なんにも。塩素イオンの除去この高度化ですよ。浸出水の施設の高度化をしなければ低くならないんですよ。このままずっといったら年中3、200ないしもっと5,000になるかもわからないんです。この数値は必ず上がっていくんですよ。これから先ね。そういったことを現場の責任者としてどうですか。大元を直さないといけないと思うことはないんですか。

佐藤議長 はい、事務局長。

石橋事務局長 理想からすればそれが望ましいのかなという気はしますが、費用対効果など色々な意味でどうしてもやらざるを得ないものというのはやらなければしょうがないと思いますが、この件についてはご理解をいただく以外にないのかなと思っています。以上です。

佐藤議長 行木光一君。

行木議員 はい。とにかく周辺住民とですねきちんと話ができるような排水にしてもらいたいということなんです。大元は非常に高い濃度のものを流して薄まればいいという問題を先送りにしては環境にやさしい組合ではないですよ。費用対効果はきちんとありますよ。これは皆さん執行部もよく現場を説明してくださいよ。地域の人が何を聞いても安心できる施設にしてもらいたいということです。こういうことが出てし

まった以上。これから先何十年も浸出水が出るということもはっきりしているんですよ、これはね。ですからその辺は局長だけではありません。幹部の皆さんにも申し上げておきますが、地域の皆さんの納得のいく処理施設にしていくのが公的機関としてとるべき手段という考えを持っていただくようお願いを申し上げまして終わりにさせていただきます。

佐藤議長

よろしいですか。

行木光一議員の一般質問が終了いたしました。以上で通告のありました質問はすべて終了いたしましたので、一般質問を終結することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長

異議なしと認め、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。皆様方の御協力に対しまして、感謝を申し上げます。これをもちまして、平成30年9月定例会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

【散会：午前11時25分】

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

佐原 晴三

会議録署名議員

増田 正義

会議録署名議員

石渡 悦子